

## 千葉市防災会議防災・減災対策検討部会設置要綱

### (設置)

第1条 千葉市防災会議条例（昭和38年千葉市条例第4号）第6条第1項の規定に基づき、千葉市防災会議防災・減災対策検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 部会は、防災・減災に資する施策について検討を行う。

### (構成)

第3条 部会は、委員及び専門委員若干名をもって構成する。

### (会議)

第4条 部会は、防災会議の会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となる。ただし、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者をもって議長に充てる。

### (防災会議への報告)

第5条 部会長は、防災会議に部会の議事の経過及び結果を報告するものとする。ただし、緊急又は簡易な事項については、防災会議の会長に報告すれば足りるものとする。

### (庶務)

第6条 部会の庶務は、総合政策局危機管理部危機管理課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。